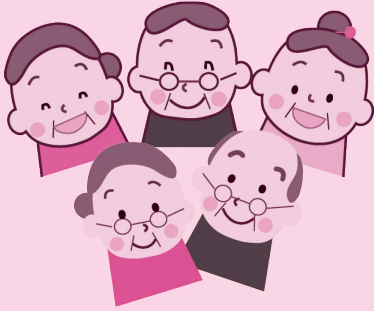


70～74歳の国民健康保険の人に 新しい保険証を送ります



平成26年3月までに70歳以上になっている人は、1割負担のままです

70歳から74歳までの国民健康保険加入の人には、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」(保険証)を交付しています。現在、この保険証で医療機関を受診した場合、医療費の自己負担割合が2割のところを、平成26年3月31日まで1割負担であった人は、そのまま1割負担で継続となります。

そこで、これに伴う保険証を以下の要領で交付します。

※3割負担をいただいている人(現役並み所得者)は除きます。

問合せ 国保ねんきん課 ☎33-4113

変更前(薄紫色)

4月1日以降に返却してください

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証 (25)	
有効期限	平成26年〇月〇〇日
記号番号	八代〇〇〇〇〇〇 (高)
氏名	八代 花子
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 女
世帯主	八代 太郎
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発行期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
住所	八代市松江城町1番25号
保険者番号	430173

赤文字が変更箇所

変更後(薄紫色)

4月1日から使えます

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証 (25)	
有効期限	平成26年〇月〇〇日
記号番号	八代〇〇〇〇〇〇 (高)
氏名	八代 花子
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 女
世帯主	八代 太郎
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発行期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
住所	八代市松江城町1番25号
保険者番号	430173

区分	内容
交付するもの	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証(70歳～74歳の該当者のみ)
有効期間	平成26年4月1日～7月31日 ※毎年8月1日に保険証を更新しているため平成26年7月31日までとなります。 ただし、被保険者の年齢などによって有効期限が異なる場合があります。
新保険証の使用開始日	平成26年4月1日
発送予定日	平成26年3月上旬以降、簡易書留郵便で随時発送
旧保険証の返却	●返却日 平成26年4月1日以降 ●返却方法 (①または②のいずれかの方法で返却してください) ①同封の返送用封筒で返送 ②下記の場所へ返却 ・市役所国保ねんきん課⑧-3番窓口 ・各支所国保担当課 ・各出張所
問い合わせ	市役所 国保ねんきん課 ☎33-4113 坂本支所 市民福祉課 ☎45-2212 千丁支所 市民福祉課 ☎46-1101(代表) 鏡支所 健康福祉課 ☎52-7836 東陽支所 市民福祉課 ☎65-2111(代表) 泉支所 市民福祉課 ☎67-2113

平成26年4月からの制度変更のお知らせ(医療費の自己負担割合の変更)

平成26年4月から新たに70歳になる人から順に、医療機関での自己負担割合が本来の2割負担になります。69歳までの3割負担から2割負担になります。既に70歳以上で1割負担であった人はそのまま継続されます。
※現役並み所得者(住民税課税所得145万円以上)の医療費の自己負担割合は、3割です。